

器具・容器包装に用いるリサイクル材料における ポリオレフィンの取扱いについて

消費者庁
食品衛生基準審査課

器具・容器包装におけるリサイクル材料の取扱いの経緯

- 平成24年4月** 「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）について」（平成24年4月27日食安発0427第2号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）
- 令和5年11月** ポジティブリスト再整理
→ポリエチレンテレフタレート（PET）、ポリスチレン（PS）に限定して物理的再生処理をポジティブリスト化
- 令和4年11月
～令和5年2月** リサイクル材料に関する検討会の実施
- 令和6年3月** 「「食品用器具及び容器包装の製造に用いる合成樹脂の原材料としてのリサイクル材料の使用に関する指針」について」（令和6年3月28日付け健生食基発0328第7号・健生食監発0328第7号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長、食品監視安全課長連名通知）
- 

個別の安全性について厚生労働省に照会する記載を削除

再生材の利用を促す法律（改正資源法、GX促進法）が成立

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び 資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案の概要

※脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源法）

背景・法律の概要

- ✓ 2023年度成立の「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づき、我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（GX）を実現するための施策として、**成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めているところ。**
- ✓ 脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、（1）**排出量取引制度の法定化**、（2）**資源循環強化のための制度の新設**、（3）**化石燃料賦課金の徴収に係る措置の具体化**、（4）**GX分野への財政支援の整備**を行う。

（1）排出量取引制度（GX推進法）

- ① **一定の排出規模以上の事業者の参加義務づけ**
 - ・ 二酸化炭素の直接排出量が一定規模（10万トン）以上の事業者の参加義務化。
- ② **排出枠の無償割当て（全量無償割当）**
 - ・ トランジション期にある事業者の状況を踏まえ、**業種特性も考慮した政府指針**に基づき排出枠を無償割当。割当てに当たっては、**製造拠点の国外移転リスク、GX関連の研究開発の実施状況、設備の新増設・廃止等の事項も一定の範囲で勘案。**
 - ・ 割り当てられた排出枠を実際の排出量が超過した事業者は排出枠の調達が必要。排出削減が進み余剰が生まれた事業者は排出枠の売却・繰越しを可能とする。
- ③ **排出枠取引市場**
 - ・ 排出枠取引の円滑化と適正な価格形成のため、GX推進機構が**排出枠取引市場**を運営。
 - ・ 金融機関・商社等の**制度対象者以外の事業者も**一定の基準を満たせば**取引市場への参加を可能とする。**
- ④ **価格安定化措置**
 - ・ 事業者の投資判断のための**予見可能性の向上と国民経済への過度な影響の防止等**のため、排出枠の**上下限価格を設定。**
 - ・ **価格高騰時には、事業者が一定価格を支払うことで償却したものとみなす措置を導入。**
 - ・ **価格低迷時には、GX推進機構による排出枠の買支え等で対応。**
- ⑤ **移行計画の策定**
 - ・ **対象事業者に対して、中長期の排出削減目標や、その達成のための取組を記載した計画の策定・提出を求める。**

※排出量取引制度を基礎として、2033年度より特定事業者負担金の徴収を開始する。

（2）資源循環の強化（資源法・GX推進法）

- ① **再生資源の利用義務化**
 - ・ 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、**再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付け。**
 - ・ GX推進機構は、当該計画の作成に関し、必要な助言を実施。
- ② **環境配慮設計の促進**
 - ・ 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、**特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。**
 - ・ **認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。**
- ③ **GXに必要な原材料等の再資源化の促進**
 - ・ 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し**廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。**
- ④ **CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進**
 - ・ シェアリング等のCEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し**資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。**

（3）化石燃料賦課金の徴収（GX推進法）

- ・ 2028年度より開始する**化石燃料賦課金の執行のために必要な支払期限・滞納処分・国内で使用しない燃料への減免等の技術的事項を整備する。**

（4）財政支援（GX推進法）

- ・ 脱炭素成長型経済構造移行債の発行収入により、**戦略税制のうち、GX分野の物資に係る税額控除に伴う一般会計の減収補填**をする。

2025年6月4日公布 2026年4月1日施行

材質：ポリエチレン、ポリプロピレン

用途：キャップtoキャップ、トレーtoトレー



モノマー等通知やリサイクル指針の見直しについて検討したい

論点（モノマー等通知関係）

- ポリエチレンやポリプロピレンのリサイクル材料の使用を可能とするため、現行のモノマー通知の別紙13アルケン類を主なモノマーとする重合体において、任意の化学処理として物理的再生処理を加えることとしたい。
- その際、対象物質としては、リサイクルとしての使用予定が具体的にある、ポリエチレン又はポリプロピレンを50%以上含有するものに限定したい。

（モノマー等通知に新規追加するイメージ）

別紙13 アルケン類を主なモノマーとする重合体

任意の化学処理	重合体への処理に限る。
物理的再生処理	重合体の構成成分に対して、エチレンが50%以上の重合体又はプロピレンが50%以上の重合体への処理に限る。

（参考：現行のモノマー通知におけるリサイクル材料の記載）

別紙12 エステル結合を主とする重合体

任意の化学処理	重合体への処理に限る。
物理的再生処理	エチレングリコール及びテレフタル酸の合計が重合体の構成成分に対して50mol%以上の重合体への処理に限る。

別紙15 芳香族炭化水素を主なモノマーとする重合体

任意の化学処理	重合体への処理に限る。
物理的再生処理	重合体の構成成分に対して、スチレンが50%以上の重合体への処理に限る。

論点（リサイクル指針関係）

- ポリエチレン、ポリプロピレンについても、基本的に、現行のリサイクル指針を遵守することで、リサイクル材料の使用に関するリスク管理として適切と考えられる。
- ただし、現行のリサイクル指針は、PET・PSを前提として作成されているため、次のような点について一部記載を修正する必要がある。
 - ペットボトルキャップにおいては一般的に着色されたものが用いられているが、現行の指針では、回収材料として着色された製品は不適切であるとされている。
 - 食品用トレーのリサイクルにおいては、家庭での洗浄が十分に行われているなど、回収材料の汚染の程度が十分に低いレベルで管理されている場合は、広範の汚染物質を対象とした除去工程は必要ないことがある。
 - ポリエチレン、ポリプロピレンは広範な製品に使用されているため、回収材料の範囲を適切に設定する必要がある。

（今後の進め方）

- 10月以降、パブリックコメントを実施
- パブリックコメントの結果を踏まえ、年内を目途に通知を改正する

リサイクル指針改正のイメージ

改 正 案	現 行
2) 『リサイクル材料』の製造に使用される処理工程と『汚染物質』の除去能 器具又は容器包装の製造に用いる原材料には、有害若しくは有毒な物質が含まれていてはならない。しかしながら、<u>『リサイクル材料』</u>に混入する『汚染物質』は、『回収材料』の品質や保管状態等により様々であるため特定が困難である。そのため、『回収材料』の処理工程は、広範の『汚染物質』に対して、十分な除去能を有するものでなければならない。<u>ただし、『回収材料』の汚染の程度が十分に低いレベルで管理されている場合は、想定される『汚染物質』のみを対象とした処理工程とすることができる。</u>	2) 『物理的再生処理された重合体』の製造に使用される処理工程と『汚染物質』の除去能 器具又は容器包装の製造に用いる原材料には、有害若しくは有毒な物質が含まれていてはならない。しかしながら、<u>『物理的再生処理された重合体』</u>に混入する『汚染物質』は、『回収材料』の品質や保管状態等により様々であるため特定が困難である。そのため、『回収材料』の処理工程は、広範の『汚染物質』に対して、十分な除去能を有するものでなければならない。
『回収材料』の品質（例：ランク、回収範囲、回収方法<u>等*</u>） <u>*製造する『リサイクル材料』の品質の確保の観点から、『回収材料』の範囲（材質の組成、用途等）を設定すること（例えば、清涼飲料水のペットボトルのみを『回収材料』とする等）。</u>	『回収材料』の品質（例：ランク、回収範囲、回収方法<u>など</u>）
➤ 『回収材料』から不適切な製品や異物が十分に取り除かれていること。 - 不適切な製品（食品残渣のある製品、汚れのひどい製品等）や異物（回収対象の範囲外の製品、ガラス、金属、アルミニウム、紙ラベル、梱包材等の混入物）の除去方法（例：手順、異物等の混入率） - 不適切な製品や異物の除去作業に対する管理（例：基準と実施状況） ➤ <u>このほか、着色された製品を『回収材料』とする場合は、選別工程として目視以外の方法を採用する、再生工程において着色料を分離するなど、適切な工程とすること。</u>	➤ 『回収材料』から不適切な製品や異物が十分に取り除かれていること。 - 不適切な製品（<u>着色された製品</u>、食品残渣のある製品、汚れのひどい製品等）や異物（回収対象の範囲外の製品、ガラス、金属、アルミニウム、紙ラベル、梱包材等の混入物）の除去方法（例：手順、異物等の混入率） - 不適切な製品や異物の除去作業に対する管理（例：基準と実施状況）